

ジェネリック医薬品希望シール

ジェネリック医薬品への切替えは、病院や診療所等の医師による処方せんが必要となりますので、**かかりつけの医師や薬局の薬剤師と十分にご相談ください。**

ジェネリック医薬品を希望する方は、お薬手帳の余白部分に貼ってお使いください。（詳細は下図）
注）お薬手帳への貼付を義務づけるものではありません。

医師・薬剤師の皆様へ

ジェネリック医薬品を希望します。
ジェネリック医薬品に関する説明をお願いします。

厚生労働省

医師・薬剤師の皆様へ

ジェネリック医薬品を希望します。
ジェネリック医薬品に関する説明をお願いします。

厚生労働省

貼付箇所

お薬手帳は、**医師・歯科医師・薬剤師**に毎回ご提示ください。

手帳は**必ず1冊**にまとめましょう。
「正確な飲み合わせを
チェックできます」

お薬手帳

おなまえ

みなさんのご健康をお守りいたします。

社団法人 青森県医師会
社団法人 青森県歯科医師会
社団法人 青森県薬剤師会

※ ご注意 ※

- 先発医薬品とジェネリック医薬品は主成分は同じですが、色・大きさ・形など異なる場合があります。
- すべての先発医薬品に対して、ジェネリック医薬品があるわけはありません。**治療内容によっては変更できない場合があります。**

青森県後期高齢者医療広域連合 発行

ジェネリック医薬品のご紹介

●ジェネリック医薬品とは？

医師から処方される薬には新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があり、ジェネリック医薬品は新薬と比べて低価格で販売されています。

●どのくらい安い？

薬の種類により薬価は異なりますが、3割以上、中には5割以上安くなる場合もあります。

●効き目や安全性は？

ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を使っているため、薬としての効果・効能・安全性も確認されています。

薬によっては、薬に含まれる添加剤（保存料）などの違いから、他の薬や食べ物との飲み合わせが異なる場合もありますので、今まで使用していた新薬をジェネリック医薬品に変更する際は、**よく医師・薬剤師にご相談ください。**

【お問合せ】 青森県後期高齢者医療広域連合 TEL 017-721-3821
またはお住まいの市町村役場 後期高齢者医療担当